

「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」の事前評価調書(案)に対する
市民からの御意見の内容とご意見に対する横浜市の考え方

○横浜市公共事業評価事前評価における市民意見

募集期間 令和4年4月11日～5月10日

市民意見 2件

いただいたご意見と、ご指摘に対する横浜市の見解を、次のとおりまとめました。

埋蔵文化財について、適切に事業を進めてほしいという趣旨のご意見でしたので、事前評価調書は修正無しとし、確定しました。

○お寄せいただいたご意見と横浜市の見解

※同じ趣旨のご意見を2件頂戴しましたので、下記ご意見の概要及びご意見に対する横浜市の見解は、まとめさせていただきました。

ご意見の概要	ご意見に対する横浜市の見解
<p>対象事業実施区域には、文化財が埋蔵されていることが想定されるため、試掘調査を行い、それによって確認された遺構については本調査をしてほしい。</p> <p>また、試掘調査で確認されなかった場合においても、施行工事中に発見された場合には、埋蔵文化財の調査を優先させ、横浜市の文化財として保存してほしい。</p>	<p>対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しています。</p> <p>そのため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に基づき適切に対応します。</p>